

六本木三丁目東地区 地区まちづくりルール

六本木三丁目東地区地区まちづくりルールは、先に登録した「六本木三丁目東地区まちづくりビジョン」の実現を目指し、地区内の皆が都市機能と調和しながら人と環境を尊重したまちづくりに取り組む基準です。

ルール1 「災害に強い まちをつくる」ためのルール

- 1 避難経路の確保に努める
- 2 自宅待機への備えに努める

ルール2 「みどり豊かで誇りのもてる 景観をつくる」ためのルール

- 1 街並みの緑化に努める
- 2 街の美化に努める

ルール3 「地域の絆を強固にする」ためのルール

- 1 地域との関わりを持つよう努める

ルール4 「治安や風紀を維持する」ためのルール

- 1 空き家・空き地・駐車場の管理に努める

ルール5 「みんなが安心して 暮らせる環境をつくる」ためのルール

- 1 皆の暮らしに不安を与える団体等の排除に努める

地区まちづくりルールの対象区域



以下の対象者の方はルールを守るために実施する対応策を協議会に申請し、その内容を順守してください。

- 道路沿いに塀や自動販売機等の構造物を設置する方
- 建築を行う方
- 所有権を譲り受けた方
- 空き家、空き地、駐車場を所有する方

等